

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和三年四月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年一月二十五日奈良県指令郡土第四二一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年四月二日郡土第六二六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年四月二日郡土第二〇七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市谷田町八四一番七の一部、八四二番一の一部、八四二番二及び八四三番六の

一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市谷田町一三三七番地

株式会社フローリッシュ2 代表取締役 今中和子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市谷田町八四一番七の一部、八四二番二及び八四三番六の一部

下水道 生駒市谷田町八四一番七及び八四二番二の各一部